

令和6年8月1日

派遣成果報告書

有田市議会議長 様

議員氏名 一ノ瀬 敦子

有田市議会の議員派遣に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

研修名	教育と児童虐待に自治体ができること ○時代の変化に対応した教育を考える ○児童虐待の根本解決に向けて地方自治体ができること ～教育×福祉の視点で考える～
研修期間	令和6年7月23日（火）
研修場所	1 全国市町村国際文化研修所（大津） 2 市町村職員中央研修所（千葉） 3 地方議員研究会（ ） 4 その他（ 株式会社 廣瀬行政研究所（京都） ）
研修の成果	別紙のとおり

※ 「研修の成果」は研修内容や所感などを具体的に別葉に作成して添付してください。
※ 研修先から交付される「終了証」等を添付してください。

7月23日 議員研修

一ノ瀬敦子

教育と児童虐待に自治体ができること

10:00～13:00 講師 稲村和美
時代の変化に対応した教育を考える

◎教育とは何か

いじめ対応・人格形成・勉強力向上など、十人十色の考え方があるが、各家庭の養育力に差がある。差が生じることにより、自己評価が低い子供たち（低学力の子供は、自身の学力を気にしていない。が、学習を始めると自身の点数に自己肯定感が下がり、投げやりになる。）の為には、NPO や地域の介入が必要で、介入により自己高揚感や自己肯定感を高めていく傾向がある。

サポートの一例

学習のつまずきをキチンと指導し、途中で見放さない・選別しない事。

家庭的学習弱者…読み書き・基礎演算が出来るように、放課後学習や自習時間確保。

幼保育所から学校まで、家庭データをスムーズに移行共有が出来れば、成長につながる(学びと育ち)。

子どもの支援センターを、発足し「ワンストップで漏れなく子どもの情報を把握する」実施した支援内容等も記録し、各課が横断的に情報把握し支援を行う事が、行政の取り組みの一つとしての講話でした。

14:00～17:00 講師 辻由起子
児童虐待の根本解決に向けて地方自治体ができること～教育×福祉の視点で考える～

◎法改正

児童虐待防止法改正のポイント…体罰禁止の明記・虐待をした保護者への再発防止プログラム実施（努力義務）など。

理想論だが、意識が変わるので大事な点である。

◎子どもを取り巻く現状

子どもの権利条約…生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利

条約を正しく理解し、教えることが大切！！

理解できていない場合…子どもの我儘的な権利主張や大人の理不尽な道德心に振り回される

小学生の不登校の背景には、家庭の要因が大きい（共働きで、子どもには不規則な生活を送る事により、起床が困難となる）。対策として、朝の家庭訪問で改善に向かう傾向が強い。

子どもだけ・親だけの政策では意味が無い。…子どもの辛さは、親世代から引き継がれてきているので、家庭内の世代にわたりソーシャルワーカーは必要である。その為には、エコひいき的に親を支え、親子共に考えた政策が必要だと再認識できた研修でした。